



令和8年7月3日

茅ヶ崎中学校だより 7月号

横浜市立茅ヶ崎中学校 TEL 941-0601

校長 石澤 康史 FAX 942-9216

学校HP: <https://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/jhs/chigasaki/>

学校教育目標

「夢」 「愛」 「平和」

夢に向かって、自ら学び創造性を養い、明るい未来を切り開く力を身に付けます

愛を育み、互いを尊重し認め合い、人と人とのつながりを大切にする心を育てます

平和を希求し、健やかな心と体で自分の可能性を信じ、豊かな社会の実現を目指します

子どもたちの豊かな成長の実現に向けて ①

「保護者や地域との連携について」

学校だよりをご覧いただいている皆様、「学校・家庭・地域連携事業」（学・家・地連 がっかちれん）や「学校運営協議会」「学校地域コーディネーター」（地域学校協働活動推進員）をご存じでしょうか。どれも保護者や地域、関係諸機関の方々と学校が、子どもたちの豊かな成長を願い目標を共有し、学校教育活動や地域の取り組みを行っていくための仕組みです。

先日、「学・家・地連」を本校にて開催しました。本校と3小学校の関係者約40名が集まって、SNS利用や不登校などについて意見を交わしました。協議の中で「かつて家族がテレビを一緒に見る時間があったが、今は個々でスマホを見ていて、家族が一緒という時間がなくなった」「街の中を見回しても、皆がスマホ画面を凝視して周囲の人や物事に関心を示すことがなくなってきている」といった声がありました。このことの良し悪しや、何かを変えようということではありませんが、学・家・地連参加者それぞれが、どうすべきかを考えていくことが必要だと確認されました。



写真は6月29日開催の学・家・地連でのグループ協議の様子

「学校運営協議会」は法律（地教行法）に定められ、学校が保護者や地域と連携しながら学校運営（教育活動）を進めるための組織です。「学・家・地連」と同様、市内の公立学校に設置されている学校の応援団組織です。保護者、地域の方に加え、3小学校長らで構成され年に3回協議を行っています。こちらは7月6日に今年度第1回目の協議会を開催します。

「学校・地域コーディネーター」は学校が地域と連携を進めるためにコーディネートをしてくださる方で、本校には7名いらっしゃいます。こちらでも法律（社会教育法）で定められた方で、市教委が開催する養成研修会を受講した後、市教委が委嘱するという形をとっています。

国や市が「学・家・地連」「学校運営協議会」「学校・地域コーディネーター」を後押しする背景には、子どもたちや学校にとってそれらが有効で、教育活動を進める上で欠かせないと考えられているからです。近年は、地域社会や子どもを取り巻く環境（保護者の様子や地域社会が学校や子育てについて求めていることも含めて）が変わり、社会全体で子どもを育てていく必要があるという考え方が広がっています。その方法として、保護者や地域と学校がパートナーとなって連携・協働する仕組みとして設けられています。

今回この紙面で紹介したのは、子どもたちの応援団です。もちろん全ての保護者の皆様と学校が目標を一つに子どもたちの豊かな成長を実現していきたいと考えています。

皆様、今後どうぞよろしくお願いいたします。

子どもたちの豊かな成長の実現に向けて ②

「いじめ防止について」

ある調査で、小中学生の学校生活での関心事は何かをたずねたら「勉強」「成績」と同様に「友達関係」「いじめ」が高い結果となって表れたそうです。いじめは学校だけでなく社会全体でも課題として取り上げられ、学校以外にもさまざまな組織や自治体が防止や根絶に取り組んでいます。

本校に限らずすべての学校では、法律（いじめ防止対策推進法）に基づいて「いじめ防止基本方針」を設定し、学校ホームページに掲載しています。また、あらゆる機会を利用して、いじめの未然防止、早期発見、解決に努めることや、いじめが絶対に許されないことだと意識させ指導を進めています。

また、毎日、気になる子どもの情報を担当者間で共有し学校全体におろし、週1回さらに多くの担当者が集まって会議を開き、月1回「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、子どもたちの様子を組織的・継続的に全教職員が情報共有をして対応の在り方などを検討しています。さらに、月1回の委員会とは別に必要な場面で、担任や学年担当者、生徒指導専任、管理職等のメンバーで情報共有、指導方針の確認、実際の指導対応をしています。この“必要な場面”というのは、実に日に何度もおとずれることもあり、その都度関係職員が対応をしています。

そういった一連の取り組みの中で、法律に基づいていじめと認知し教育委員会へ報告したり、保護者を交えた話し合いを行ったりしています。本校では毎月、新たないじめ認知をしており、その後少なくとも3か月間は、いじめられた側も、いじめたとされる側も組織的・継続的に見守りや指導など必要な対応を続け、両者の関係修復や安心・安全な学校環境づくりに努

めています。

保護者の中には、“いじめ認知”という言葉に驚かれる様子も見られます。いじめられた側の保護者は、我が子の様子が安定し安心できたから、教育委員会への報告は不要だと考えたり、いじめたとされる側の保護者は、我が子の将来に傷がつくのではと心配されたりする様子も見られます。しかし、いじめ認知は、子どもたちが安心して笑顔で学校生活を送るための、組織的・継続的に対応するための仕組みであって、法律に基づいて定められたいじめ防止基本方針に基づいて行うものです。決して、いじめたとされる子どもを罰するものではないとご理解いただき、今後も学校と家庭が一つになって子どもたちを育てまいりましょう。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。